

# 東日本旅客鉄道株式会社 荷物運賃料金後払規則

(昭和62. 4. 1)  
東日本旅客鉄道(株)  
公告第15号

(適用範囲)

第1条 東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）において託送の際收受する荷物運賃及び料金（以下「運賃」という。）の後払については、別に定める場合を除いて、この規則による。

(種類)

第2条 運賃の後払の種類は、月精算後払とする。

(後払の取扱い)

第3条 後払の取扱いは、最近2箇月間の取扱実績により、当社に支払う荷物の運賃額が、12,000円を超える荷送人であつて、かつ、当社が適当と認める者について承諾する。ただし、取扱実績のない者については、推定見込額によることができる。

2 荷送人が、官公庁であるときは、前項の規定にかかわらず、後払の取扱いを承諾することがある。

(後払の申込み)

第4条 後払の取扱いを受けようとする荷送人は、当社の指定する箇所に対して、当社の定める書式による荷物運賃料金後払申込書及び関係書類に使用する印章届を提出し、その承諾を受けなければならない。

(担保)

第5条 前条の規定により後払の承諾を受けた荷送人は、次の各号の1に該当するものを担保として提供しなければならない。

- 現金又は当社の定める有価証券
- 銀行法（昭和56年法律第59号）による銀行の当社の定める書式による連帯保証書

2 前項に規定する担保は、当社の指定する日までに、当社の指定する箇所に提供するものとする。

(担保の金額)

第6条 担保の金額は、最近1箇年間に於ける1日平均運賃額の65日分相当額以上とし、当社が定めるところによる。

(官公庁に対する担保の除外)

第7条 官公庁については、前2条の規定の適用をしない。

(後払の取扱いの開始日)

第8条 後払の取扱いを開始する日は、次の各号に定めるところによる。

- 現金又は当社の定める有価証券を担保として提供する者にあつては、これを提供した日から7日以内とし、当社が指定する。
- 前条の規定により、第5条及び第6条の規定の適用の除外を受けた者にあつては、後払の承諾を受けた日から7日以上とし、当社が指定する。

(後払荷物賃金調書の提出)

**第 9 条** 荷送人は、荷物を託送する際、当社の定める様式による後払荷物賃金調書を託送駅に提出するものとする。

(後払の運賃の納入)

**第 10 条** 後払の運賃の納入は、月ごとに取りまとめ、後払運賃の発生した月の翌月の末日までに当社の指定する箇所に納入しなければならない。

(荷物託送後の收受又は払いもどし)

**第 11 条** 運賃後払の取扱いをした荷物について、託送後運賃を收受又は払いもどしをする原因が生じた場合は、その原因が生じた際、荷受人から收受し、又は荷受人に払いもどしをする料金を除き、第 9 条の規定に準じ、後払荷物賃金調書を託送駅に提出し、後払の運賃と差し引き計算を行つたうえ、第 10 条の規定により運賃の納入を行うものとする。

(延滞償金)

**第 12 条** 後払の運賃を納入期日までに納入しないときは、当社は、当該未納金額に対し、年利 14.5 パーセントの割合で計算した延滞償金を收受する。ただし、官公庁に対する延滞償金については、別に定めるところによる。

(後払の承諾の取消し)

**第 13 条** 次の各号の 1 に該当する場合は、当社は、後払の承諾を取消すことがある。

- (1) 第 5 条第 2 項の規定により担保を当社の指定した日までに提供しないとき。
- (2) 後払の運賃が 2 箇月間引き続き 12,000 円に達しないとき。
- (3) 第 15 条に規定する期間内に再び担保を提供しないとき。

(後払の取扱停止)

**第 14 条** 次の各号の 1 に該当する場合は、直ちに、後払の取扱いを停止する。

- (1) 後払の運賃を納入期日までに納入しないとき。
- (2) 取扱数量が著しく増加し、後払運賃が担保額又は保証限度額をこえるおそれがあると認められるとき。

2 前項第 1 号に規定する場合において、5 日以内に払込みがないときは、担保を未収の運賃（納入期日の到来前のもので、後払の取扱いの停止の日までのものを含む。）及び延滞償金に充当する。

(後払の取扱停止の解除)

**第 15 条** 前条第 1 項の規定により後払の取扱いの停止を受けた荷送人が、後払の運賃の納入期日から 5 日以内に払込みをした場合又は同条第 2 項の規定により担保を未収の運賃及び延滞償金に充当された日から 5 日以内に再び担保を提供した場合は、後払の取扱いの停止を解除することがある。

(当社の都合による後払契約の変更若しくは解除又は後払の取扱停止)

**第 16 条** 前 3 条に規定する場合のほか、当社は、必要と認めた場合は、後払契約の変更若しくは 5 日前の予告をもって後払契約の解除又は後払の取扱いの停止をすることがある。

## 附 則

この公告は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。